令和８年（フ）第６７１号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区４棟304号
破産者　上野　　裕
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０１号
千葉市若葉区都賀４丁目２番15号　グランメール103号
破産者　敦澤　浩之
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０８号
千葉市若葉区若松町540番地61
破産者　市村　　大
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１４９０号
千葉県柏市船戸３丁目５番地５　スカイＡ－101号
破産者　横田　　繁
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１４９１号
千葉県富里市日吉台６丁目１番地６
破産者　横田　昭二
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３４４号
千葉市中央区生実町1642番地30
破産者　古舘　義弘
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１７号
千葉市美浜区幸町２丁目18番７棟503号
破産者　牧元　伸介
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１８号
千葉市美浜区幸町２丁目18番７棟503号
破産者　牧元　文乃
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７８０号
千葉県市川市曽谷５丁目３番５－302号　（サクラ　フローレ）
破産者　横田　　勲
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８１５号
千葉市花見川区検見川町３丁目334番地30
破産者　坂井　清美
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１００６号
千葉県船橋市市場３丁目５番２－301号
破産者　多田　光輝
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４７号
大阪府泉大津市春日町３番８号
破産者　中慧産業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
千葉県佐倉市山王１丁目11番地７
破産者　青木　健二
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１９号
千葉県八街市文違58番地18
破産者　株式会社小川総業
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２２０号
千葉県八街市文違58番地18
破産者　小川　　正
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１８５７号
札幌市東区北35条東９丁目３番20号
破産者　株式会社匠プリント
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１９８号
埼玉県富士見市大字下南畑761番地１
破産者　有限会社ニシリュウ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第５０４号
埼玉県狭山市入間川三丁目21番６号
破産者　株式会社茶の一茶
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第９０６号
千葉県船橋市上山町１丁目236番地１　ザ・ガーデンプレミアム1326号
破産者　碓井　伸典
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７８号
千葉県千葉市中央区南町３丁目13番13号　ＧＲＡＮ　ＭＡＩＳＯＮ201号、前住所千葉県成田市寺台254番地１（小野寺ハイツＡ－101）
破産者　粕谷　寛之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１１号
千葉県成田市大室1783番地22　特別養護老人ホーム成田苑、住民票上の住所千葉県八街市八街に138番地115
破産者　大内　宏子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部